

福県医発第1476号(学)

平成16年11月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



医師臨床研修費補助事業の実施等について(通知)

標記のことについて、福岡県保健福祉部長より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、管理型・単独型臨床研修病院には、直接通知がなされており、協力型臨床研修病院に対しては、おって管理型病院から通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

1 6 医 指 1 5 6 2 号
平成16年10月29日

(社) 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課医務係)

医師臨床研修費補助事業の実施等について（通知）

標記のことについて別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、管理型・単独型臨床研修病院には、当課から通知しましたので、併せてお知らせします。

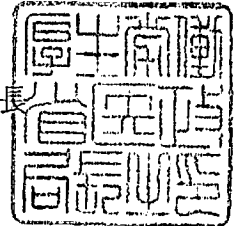
おって、協力型臨床研修病院に対しては、管理型病院からの送付をお願いしています。

医政発第1007014号

平成16年10月7日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



医師臨床研修費補助事業の実施について

医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的に、新たな臨床研修制度が施行されたところであるが、新制度の円滑な実施を図るため、別添のとおり「医師臨床研修費補助事業実施要綱」を定め、平成16年度から実施することとしたので通知する。

なお、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。



医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を取得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

なお、新制度の円滑な導入・定着を図るため、研修プログラムに基づき、適切な指導体制と医療安全を確保して、宿日直研修を実施し、かつ、次の条件を満たす場合は、導入円滑化特別加算として宿日直研修事業に係る補助基準額の加算をする。

4 宿日直研修事業

(1) 条件

- ① 宿日直研修は、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施することとし、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されていること。
- ② 病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされていること。
- ③ 1年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）と組んで、2年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）のオンコール体制の下に行われる宿日直研修であること。

(2) 加算対象

臨床研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施する上で支援が必要な病院であって、別に定める加算条件を満たしている病院。

なお、新たに臨床研修病院に指定され、前年度からの処遇改善の実績がない場合でも、別に定める加算条件を満たしている場合は加算対象とする。

5. 申請の手続き

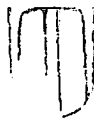
補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・管理型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

- (1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

- (2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。
- (3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

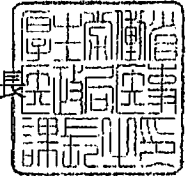


医政医発第1007001号

平成16年10月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて

標記については、平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」により発出されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。

記

1 ヘき地診療所研修支援における補助対象の取扱いについて

補助対象となるヘき地診療所研修は、当該研修が必修科目の「地域保健・医療」として実施される研修であり、かつ、当該診療所が単独型・管理型臨床研修病院と異なる市町村に所在し、次のいずれかの地域に所在する診療所

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域



なお、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む）は補助対象とする。

2 宿日直研修事業における加算条件等の取扱いについて

(1) 加算条件について

宿日直研修事業は、平成15年度における臨床研修医（1年次生）に対する平均年間給与支払額（現物支給を含む。以下「処遇」という。）が360万円未満であって、平成16年度の処遇を平成15年度の処遇より改善する病院又は病院群で、かつ、単独型又は管理型病院が以下の条件を満たしている場合に補助基準額に加算するものとする。

なお、大学病院において、大学の教員が病院の臨床医を兼務する時の人件費の取扱い等、職員の勤務実態等に応じて決算書等における経費の計上を補正しても差し支えないものとする。

① 国公立病院（大学病院を含む）

当該年度決算書（見込み）の損益計算書における人件費率が51.9%以上の病院であること。ただし、人件費率が51.9%未満の病院であっても、同損益計算書における医業収支率が△9.4%以下の病院であれば加算の対象とする。

② 国公立以外の病院（大学病院を含む）

当該年度決算書（見込み）の損益計算書における人件費率が44.8%以上の病院であること。ただし、人件費率が44.8%未満の病院であっても、同損益計算書における医業収支率が3.7%以下の病院であれば加算の対象とする。

③ ①又は②の条件を満たしていなくても、次に該当する病院は加算の対象とする。

人事院規則9-34に定める初任調整手当1種、2種及び3種の支給地域に所在する病院であり、かつ、所在地の二次医療圏における人口10万人対医師数が197.3人以下の地域（別紙参照）に所在する病院

病院群による指定を受けている場合については、管理型臨床研修病院の条件に対する適否により、協力型臨床研修病院等を含めた病院群全体を同じ扱いとする。

(2) 2年次生の取扱いについて

必修化前の臨床研修制度に基づく臨床研修医（2年次生）においても、平成15年度における臨床研修医（2年次生）に対する処遇が360万円未満であって、平成16年度の処遇を平成15年度の処遇より改善する病院で、かつ、加算条件を満たしている場合に補助基準額に加算するものとする。

なお、申請に当たっては、臨床研修医（2年次生）が在職する病院毎に申請を行うものとする。

(3) 平均年間給与支払額の算出方法について

① 1年次生

16年度の平均年間給与支払額は、単独型又は管理型臨床研修病院を中心とした5(1)①に定める病院単位全体での臨床研修医に対する年間給与支払予定総額を5(1)②の臨床研修医数で除して得た額とし、15年度の平均年間給与支払額は、当該病院が必修化前の臨床研修病院の指定を単独で受けている場合はその病院、病院群による指定を受けている場合はその病院群全体での15年度の1年次生に対する年間給与支払総額を臨床研修医数で除して得た額とする。

なお、宿舍の貸与等の現物支給がある場合には、当該現物支給に係る市場価格相当額を年間給与支払(予定)総額に含めても差し支えないこと。

② 2年次生

臨床研修医(2年次生)が在職する病院毎に、16年度の2年次生と15年度の2年次生を比較するものとし、現物支給の取扱いも同様とする。

3 病院群内における補助金の配分について

補助金の申請手続きについては、原則として単独型及び管理型臨床研修病院が代表して申請を行うが、交付決定後、協力型病院等への配分については、臨床研修医の受け入れの実態等(人数、期間等)に基づき、研修管理委員会了承の下、適正に配分すること。

4 補助金を交付しない場合の取扱いについて

(1) 補助金の全部又は一部を交付しない場合の具体的な事例

① 医事に関する犯罪又は不正行為

- ア 診療報酬の不正請求
- イ 補助事業の虚偽報告
- ウ 病院開設者の脱税行為 等

② 制度の適正な運営に支障があると認められる場合

- ア 臨床研修病院指定に当たっての虚偽の申請
- イ 臨床研修医が関係する重大な医療ミス
- ウ 労働関係法令の重大な違反 等

(2) 全額を交付しない場合

大学病院において、臨床研修病院の指定取り消しに相当する場合に全額を交付しないものとする。

(3) その他

(2)以外の事案において、個々の事案の内容や病院の対応状況によって判断し、一部を交付しないものとする。

また、全額を交付しない場合の期間及び一部を交付しない場合の割合や期間については、事案毎に判断するものとする。

5 その他

(1) 補助金交付要綱の別表に定める基準額の適用等について

- ① 臨床研修医（1年次生）の基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の管理型臨床研修病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、単独型及び管理型臨床研修病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。
- ② 基準額の算定の基礎となる臨床研修医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する臨床研修医数の総和であること。
また、臨床研修医数は、臨床研修医延人数を当該年度の研修月数で除して、小数点第3位を四捨五入して得た数とする。ただし、人数別区分の適用に当たっては、小数点以下の端数を四捨五入して得た数とする。
なお、現に臨床研修病院又は大学附属病院において研修する臨床研修医であっても、平成16年4月1日以前に医師免許を取得した者については、1年次生の積算には含めないこととする。
- ③ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、宿直1回を1日として算定すること。
なお、休日において、日直に引き続いて宿直を行う場合は、日直1回と宿直1回を合わせて2日として算定すること。
また、翌朝までの宿直には至らないまでも、通常の勤務時間終了後、深夜の時間帯に及ぶ勤務があるような場合には、当該勤務2回を1日として算定してかまわないこと。
- ④ 各項目毎の基準額の端数については、小数点以下を切り捨てて得た額とすること。

(2) 対象経費計上に当たっての留意点について

- ① 他の補助金と対象経費の重複申請はしないこと。当該補助金で対象経費として計上するのであれば、他の補助金の対象経費には計上しないこと。
なお、この場合、人件費の計上において、臨床研修医の指導と通常診療業務など指導医の業務量により、指導医の人件費を按分して計上しても差し支えない。
- ② 需用費のうち、
医学研究材料費とは、臨床研修の一環として行われる医学研究に必要な試薬、材料を購入する費用とすること。ただし、患者の治療材料費は含まないものとする。
光熱水費とは、次の算式により算定した額の範囲内を対象とすること。

当該年度光熱水費年間支出予定額（注 1） × 臨床研修医数（注 2）

入院病床数（医療法定床） + 当該年度 1 日平均
外来予定患者数 × 3/30 + 病院従事者数 + 臨床研修医数（注 2）

（当該年 4 月 1 日現在）（入院患者数に換算する算式） （当該年 4 月 1 日現在
常勤職員 + 常勤的な非常勤職員）

= 光熱水費支出限度額

（注 1）当該年度光熱水費年間支出予定額は、病院全体の予定額を計上するものとするが、他の補助金の
交付の対象となる場合には、その額を控除すること。

（注 2）臨床研修医数は、当該年度の臨床研修医延人数（予定）を 12 月で除した数を計上すること。

なお、延人数の算定は前記（1）の例によること。

（注 3）小数点以下の端数については、切り捨てて計算すること。

別紙

都道府県	二 次 医 療 圏
北 海 道	南渡島、南檜山、北渡島檜山、後志、南空知、中空知、北空知、東胆振、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、北網、遠紋、十勝、釧路、根室
青 森 県	八戸地域、青森地域、西北五地域、上十三地域、下北地域
岩 手 県	岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸
宮 城 県	仙南、県北、石巻、気仙沼
秋 田 県	大館・鹿角、鷹巣・阿仁、能代・山本、本荘・由利、大曲・仙北、横手・平鹿、湯沢・雄勝
山 形 県	最上、置賜、庄内
福 島 県	県中、県南、会津、南会津、相双、いわき
茨 城 県	水戸、日立、鉾田、鹿行南部、土浦、取手・竜ヶ崎、下館・岩瀬、古川・総和
栃 木 県	県北、県西、両毛
群 馬 県	高崎・安中、桐生、伊勢崎、太田・館林、渋川、藤岡、富岡、吾妻、沼田
埼 玉 県	東部（岩槻、草加、越谷市を除く）、中央（川口、さいたま、戸田市を除く）、西部第一（川越、所沢、狭山、朝霞、志木、和光市を除く）、比企、秩父、児玉、大里、利根
千 葉 県	東葛南部（市川、船橋、習志野、八千代、浦安市を除く）、東葛北部（松戸、柏市を除く）、印旛山武（四街道市を除く）、香取海匝、夷隅長生市原、君津
東 京 都	西多摩（青梅、福生、あきる野市を除く）、北多摩西部（立川、昭島、国分寺、国立、武蔵村山市を除く）、北多摩北部（小平、東村山、西東京、清瀬市を除く）、島しょ
神奈川県	横須賀・三浦（横須賀、鎌倉市、三浦市、葉山町を除く）、湘南東部（藤沢、茅ヶ崎市を除く）、県央（厚木、海老名、大和市を除く）県西（小田原市を除く）
新 潟 県	村上、新発田、新津、巻・三条、長岡、小出、六日町、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡
富 山 県	新川、高岡、砺波
石 川 県	南加賀、能登中部、能登北部
福 井 県	奥越、丹南、嶺南
山 梨 県	東山梨、東八代、峡南、峡西、峡北、富士北麓、東部
長 野 県	佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曽、大北、長野、北信
岐 阜 県	西濃、中濃、東濃、飛騨
静 岡 県	伊豆、熱海伊東、駿東田方、富士、静岡（静岡市を除く）、志太榛原、中東遠、北遠

都道府県	二 次 医 療 圏
愛 知 県	海部津島、尾張中部、尾張西部、尾張北部、知多半島、西三河北部、西三河南部 (岡崎市を除く)、東三河北部、東三河南部
三 重 県	北勢、南勢志摩、東紀州
滋 賀 県	湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西
京 都 府	丹後、中部、南山城(宇治市を除く)、相楽
大阪府	北河内(枚方、寝屋川、守口、門真市を除く)、泉州(和泉、泉大津、高石、岸和田、貝塚、泉佐野市を除く)
兵 庫 県	阪神北(伊丹、宝塚市を除く)、東播磨、北播磨、中播磨(姫路市を除く)、西播磨、但馬、丹波、淡路
奈 良 県	西和(大和郡山、生駒市を除く)、南和
和歌山県	那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮
鳥 取 県	東部、中部
島 根 県	雲南、大田、隠岐
岡 山 県	高梁・阿新、真庭、津山・英田
広 島 県	広島西、広島中央、尾三
山 口 県	岩国、柳井、周南、防府、長門、萩
徳 島 県	東部Ⅱ、南部Ⅱ、西部Ⅰ、西部Ⅱ
香 川 県	大川、小豆、三豊
愛 媛 県	宇摩、今治、八幡浜・大洲、宇和島
高 知 県	安芸、高幡、幡多
福 岡 県	粕屋、宗像、筑紫、甘木・朝倉、八女・筑後、直方・鞍手、田川、京築
佐 賀 県	東部、北部、西部、南部
長 崎 県	県南、県北、五島、上五島、壱岐、対馬
熊 本 県	宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨、天草
大 分 県	東国東、臼津、佐伯、大野、竹田直入、日田玖珠、宇佐高田
宮 崎 県	都城北諸県、宮崎県北部、日南串間、西諸、西都児湯、日向入郷
鹿児島県	指宿、南薩、日置、川薩、出水、姶良、曾於、肝属、熊毛、奄美
沖 縄 県	北部、中部、宮古、八重山

事 務 連 絡
平成16年10月7日

各都道府県衛生主管部（局）
臨床研修費補助金 事務担当者 様

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

医師臨床研修費補助事業に係る手続きについて

医師臨床研修費補助事業については、今般、平成16年10月7日付厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」及び平成16年10月7日付厚生労働省医政局医事課長通知「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」が発出され、実施要綱及び留意事項が示されたところであります。

しかしながら、当該補助金にかかる交付要綱については、現時点において、まだ手続き中であり、おって発出されることとなりますが、申請事務の効率化を図るため、当該補助金の交付の概要（案）について、別紙のとおりお知らせします。

なお、補助事業者に対しては、当該内容について、「臨床研修プログラム検索サイト（REIS）」の病院用のログイン後の画面を通じて情報提供を行っているところでありますが、貴職におかれましても、補助事業者に対し申請準備を促していただくようお願いします。

ただし、今回お示しする交付申請書の様式については、最終的に様式等が若干異なる場合があることをご了解願います。



平成 1 6 年度臨床研修費等補助金 基準額 (案)
(抜粋) 1 年次生

基 準 額	対 象 経 費
I 医 師 (1 年次生) ◎ 単独型又は管理型臨床研修病院 (大学病院を含む。) 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、基準額が年額の場合 ((3) 及び (4) は除く。) は、「補助対象となる病院等における研修医延人数 / 病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。 1 教育指導経費 (1) 指導医等経費 (61 千円 / 月額) × 研修医延人数 (2) 剖検経費 ① 大学附属病院 (40 千円 / 年額) × 研修医数 ② 臨床研修病院 (95 千円 / 年額) × 研修医数 (3) プログラム責任者等経費 次に掲げる①及び②の合計額 ① 基本業務 ア 研修医 1 人 (653 千円 / 年額) イ 研修医 2 ~ 19 人 (979 千円 / 年額) ウ 研修医 20 人 ~ (1, 958 千円 / 年額) ② 目標達成管理等 厚生労働大臣が必要と認めた額 (4) 研修管理委員会経費 1, 032 千円 / 年額 (5) ヘキ地診療所研修支援経費 (10 千円 / 日額) × 事業延日数 (6) 初度設備経費 (教育指導用) ① 新規指定病院 ア 研修医 1 ~ 5 人 666 千円 / 年額 イ 研修医 6 人 ~ 1, 332 千円 / 年額 ② その他病院 ア 研修医 1 ~ 5 人 333 千円 / 年額 イ 研修医 6 ~ 10 人 666 千円 / 年額 ウ 研修医 11 ~ 20 人 999 千円 / 年額 エ 研修医 21 ~ 50 人 1, 332 千円 / 年額 オ 研修医 51 ~ 70 人 1, 665 千円 / 年額 カ 研修医 71 ~ 100 人 1, 998 千円 / 年額	臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 研修管理委員会経費 報償費 (謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費 (通信運搬費) 2 プログラム責任者人件費 (プログラム管理に係るもの) 3 賃 金 (プログラム責任者の補助者雇上経費) 4 役 務 費 (通信運搬費) 5 指導医、プログラム責任者 (研修医指導分) にかかる謝金、人件費、手当 6 研修用の備品購入費、医療機器、庁用器具 (視聴覚教育用)、図書 (医学用図書雑誌) 7 需用費 医薬材料費 (医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費 8 情報収集及び学会等出席に必要な経費 旅費、需用費 (図書購入費、教材等材料費、消耗品費) ※ プログラム責任者・指導医各養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うためのものに限る。 9 剖検経費 大学病院 (消耗品費) 臨床研修病院 (謝金、旅費、消耗品費) 10 離島診療所等の研修経費 旅費

キ 研修医101人～ 2,331千円／年額

(7) 図書購入費

- | | |
|--------------|------------|
| ① 研修医1～5人 | 300千円／年額 |
| ② 研修医6～10人 | 600千円／年額 |
| ③ 研修医11～20人 | 900千円／年額 |
| ④ 研修医21～50人 | 1,200千円／年額 |
| ⑤ 研修医51～70人 | 1,500千円／年額 |
| ⑥ 研修医71～100人 | 1,800千円／年額 |
| ⑦ 研修医101人～ | 2,100千円／年額 |

◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合

次により算定した合計額

ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。

また、基準額が年額の場合は、「補助対象となる病院等における研修医延人数／病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。

1 教育指導経費

(1) 指導医等経費

(61千円／月額) × 研修医延人数

(2) 剖検経費

大学附属病院 (40千円／年額) × 研修医数
臨床研修病院 (95千円／年額) × 研修医数

(3) 初度設備経費 (教育指導用)

① 新規指定病院

ア 研修医1～5人	666千円／年額
イ 研修医6人～	1,332千円／年額

② その他病院

ア 研修医1～5人	333千円／年額
イ 研修医6～10人	666千円／年額
ウ 研修医11～20人	999千円／年額
エ 研修医21～50人	1,332千円／年額
オ 研修医51～70人	1,665千円／年額
カ 研修医71～100人	1,998千円／年額
キ 研修医101人～	2,331千円／年額

臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費

1 役務費 (通信運搬費)

2 指導医にかかる謝金、人件費、手当

3 備品購入費、医療機器、庁用器具 (視聴覚教育用機器)、図書 (医学用図書雑誌)

4 需用費

医薬材料費 (医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費

5 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費

旅費、需用費 (図書購入費、教材等材料費、消耗品費)

6 剖検経費

大学附属病院にあっては、消耗品費
臨床研修病院にあっては、謝金、旅費、消耗品費

(3) 図書購入費

- | | |
|-------------|------------|
| ① 研修医1～5人 | 300千円／年額 |
| ② 研修医6～10人 | 600千円／年額 |
| ③ 研修医11～20人 | 900千円／年額 |
| ④ 研修医21～50人 | 1,200千円／年額 |

- | | |
|--------------|------------|
| ⑤ 研修医51～70人 | 1,500千円／年額 |
| ⑥ 研修医71～100人 | 1,800千円／年額 |
| ⑦ 研修医101人～ | 2,100千円／年額 |

2 導入円滑化特別加算

- (1) 宿日直事業費 (25千円／日額) × 事業延日数
 ※ 研修医1人当年間48日以内。宿日直研修事業の実施が1年に満たない場合は、「48日×事業実施月数／当該年度の研修月数」以内とする。

- (2) 需用費 (1千円／日額) × 事業延日数

※ (1) と (2) を合算した額の上限は、以下により算出した額に研修医数を乗じて得た額

- ① 研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施するうえで支援が必要な病院

当該年度処遇から前年度処遇を控除した額に1/2を乗じて得た額とする。

なお、当該年度処遇が360万円を超える場合は、当該年度処遇を360万円とし、前年度処遇が140万円に満たない場合は、当該前年度処遇を140万円とする。

また、新たに臨床研修病院として指定され、16年度から臨床研修を実施する病院において、当該病院の前年度処遇は280万円とする。

- ② 医師不足地域に所在する病院
 40万円とする。

ただし、①及び②に該当する病院において、①により算出した額が②を下回る場合は、②に定める額とする。

(導入円滑化特別加算対象のみ)

11 宿日直研修事業経費

指導医等の手当 (事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)、需用費 (教材等材料費、消耗品費)

(ただし、宿日直研修事業の対象となる病院又は病院群において、宿日直研修事業を行う場合に限る。)

注1 基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の管理型臨床研修病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、単独型及び管理型臨床研修病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。

- 2 対象経費計上に当たっては、他の補助金と対象経費の重複申請はしないこと。当該補助金で対象経費として計上するのであれば、他の補助金の対象経費には計上しないこと。

なお、この場合、人件費の計上において、研修医の指導と通常診療業務など指導医の業務量により、指導医の人件費を按分して計上しても差し支えない。

番 号

年 月 日

厚生労働大臣 (氏 名) 殿

住 所

補助事業者名

印

平成 年度臨床研修費等補助金

の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 臨床研修事業所要額調書 (別紙 17 - ①、②)
- 3 臨床研修事業計画書 (別紙 34)
- 4 歳入歳出 (収入支出) 予算書 (又は見込書) 抄本

(注) 交付要綱の 3 (交付の対象) の (3) のアに係る事業関係

臨床研修事業所要額調書(案)

施設名
所属部課
担当者
電話(内線)

区分	【プログラム番号】 プログラム名	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費 の支出 予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H	備考
臨床研修事業	【0300####】 〇〇大学附属病院 臨床研修プログラム A	円	円	円	円	円	円	円	円	内訳は別紙17の (2) -①、 (3) -①のとおり
	【0300####】 〇〇大学附属病院 臨床研修プログラム B									
	計									

(注) 1 E欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

臨床研修事業所要額調書(案)

施設名
所属部課
担当者
電話(内線)

区分	事業名	総事業費 A 円	寄付金 その他の 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費 の支出 予定額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 H 円	備考
臨床研修事業	医師 臨床研修 事業									内訳は別紙17の (1)、(2) - ② (3) - ②のとおり
	臨床研修等 指導医養成 講習会事業									内訳は別紙17の (4) のとおり
	信日直 研修事業									内訳は別紙17の (5) のとおり
	計									

(注) 1 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

臨床研修事業所要額算出内訳 (案)

施設名
所属部課
担当者
電話(内線)

区分	臨床 研修医数	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	臨床 研修医 延人数	基準額	選定額 D、Eのい ずれか少 ない方の 額	国庫補助所要 額C、Fの いずれか 少ない方 の額
		A 円	B 円	C 円	D 円	人	E 円	F 円	G 円
総合診療 方式									
準総合診療 方式 (ロ-ライム方式)									
その他の 方式									
計									

(注) 1 該当施設が2か所以上の場合は、各施設毎に別表とした個別表と総括表を添付すること。
2 総事業費欄には、臨床研修医に対する給与等を含む臨床研修医に要するすべての経費を計上するものであること。

基準額算出内訳(案)

(単独型・管理型病院名)

1 教育指導経費

(1) 研修医延人数 【附表A】

臨床研修病院・臨床研修協力施設名		研修医延人数
【補助対象】 (管理型)		
(協力型)		
(協力施設)		
小 計		a 人
【補助対象外】 (協力型)		
小 計		人
合 計		b 人

(注) 研修医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修医数の総和であること。

(2) 研修医数

① 病院群全体

研修医延人数	人	当該年度研修月数	月	研修医数	c 人
--------	---	----------	---	------	-----

② 補助対象

研修医延人数	人	当該年度研修月数	月	研修医数	d 人
--------	---	----------	---	------	-----

(注) ①、②とも研修医数は、研修医延人数を当該年度の研修月数で除して、小数点以下第3位を四捨五入して得た数とする。

(3) へき地診療所研修支援事業延日数 【附表B】

事業延日数	e 日
-------	-----

2 導入円滑化特別加算(宿日直研修事業の対象となる場合に限る。)

(1) 条件確認

- ☐ ① 宿日直研修が、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施され、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されている。
- ☐ ② 病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされている。
- ☐ ③ 指導医又は上級医と組んで行われる宿日直研修である。

(2) 宿日直研修事業延日数 【附表A】

事業延日数	f 日
-------	-----

(3) 処遇改善① 【附表C】

平成16年度研修医(1年次生)	平均年間給与支払予定	円
平成15年度研修医(1年次生)	平均年間給与支払額	円
処遇改善額		g 円

(注) 16年度処遇が360万円を超える場合は、16年度処遇を360万円とし、15年度処遇が140万円に満たない場合は、15年度処遇を140万円とする。また、新たに臨床研修病院として指定され、1-6年度から臨床研修を実施する病院において、当該病院の15年度処遇は280万円とする。

(4) 経営指標 【附表D】 平成16年度決算額(見込み)

人件費率	%
医業収支率	%

3 基準額適用

1 教育指導経費				
(1) 指導医等経費 (61,000 円/月額) ×	研修医延人数 a	人		【 円】
(2) 剖検経費 (円/年額) ×	研修医数 c (a / b)	人		【 円】
(3) プログラム責任者等経費 ① 基本業務	研修医数 c	人		【 円】
② 目標達成管理 (円/月額) ×	研修医延人数 b	人		【 円】
(4) 研修管理委員会経費				【 1,032,000 円】
(5) へき地診療所研修支援経費 (10,000 円/日額) ×	事業延日数 e	日		【 0 円】
(6) 初度設備経費 ☐ (新規指定病院) 研修医数 c	人	円		【 円】
☐ (その他病院) 研修医数 c	人	円		【 円】
(7) 図書購入費	研修医数 c (a / b)	人		【 円】
2 導入円滑化特別加算				
(1) 宿日直研修 ① 事業費 (25,000 円/日額)	×事業延日数 f	日		円
② 需用費 (1,000 円/日額)				
(2) 基準額の上限 ☐ (処遇改善)	(g 円) / 2 × 研修医数 d	人		円
☐ (医師不足地域)	400,000 円 × 研修医数 d	人		円
	選定基準額			【 円】
基準額合計				【 円】

(注) 1 「1 教育指導経費」の基準額の適用において、「(3)①基本業務」、「(6)初度設備経費」、「(7)図書購入費」の基準額は、病院群全体の研修医数(c)の小数点以下の端数を四捨五入して得た人数に対応する金額とする。

2 「2 導入円滑化特別加算」の基準額の選定に当たっては、宿日直研修の事業延日数を乗じて得た額と基準額の上限とを比較して、少ない方の額とする。

なお、基準額の上限額において、処遇改善及び医師不足地域の双方に該当する場合は、比較して高い方の額とする。

(株)

[illegible]

別紙 17 の (2) - ① 附表 B

へき地診療所研修支援事業計画調書 (案)

[illegible]

(注) 実日数の内訳を備考欄に記入すること。

導入円滑化特別加算適用調書 (その1 : 処遇改善) (案)

1 平成16年度 臨床研修医 (1年次生) 平均年間給与支払予定額

区	分	名	称	研修医数	給与支払予定総額	給与相当分 (現物支給)	計	備	考
単独型・ 協力病院				人	円	円	円		
				A			B	B/A	円

2 平成15年度 臨床研修医 (1年次生) 平均年間給与支払額

区	分	名	称	研修医数	給与支払総額	給与相当分 (現物支給)	計	備	考
単独・ 従属病院				人	円	円	円		
				C			D	D/C	円

B/A - D/C

円

注1 研修医数「A」欄の人数は、基準額算出内訳 (別紙17の(2)-①) の (2) 研修医数①病院群全体の「C」欄の人数と同数であること。
2 宿舍の無償貸与や一部負担など現物支給がある場合には、適正な価格に換算したうえで計上すること。

導入円滑化特別加算適用調書 (その2 : 経営指標) (案)

単独型・管理型臨床研修病院名

区	分	金額 千円	補正額 千円	合計額 千円	構成比率 %	備	考	内	容
I	医業収入								
1	入院収入								・入院医療にかかる収入 (医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自費診療)
2	特別の療養環境収入								・特別室の特別料金徴収額
3	外来収入								・外来患者の医療にかかる収入 (医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自費診療)
4	その他の医業収入								・保健予防収入、医療相談収入、受託検査、文書料等の収入
II	医業費用								
1	給与費								・職員の給料、賞与、退職給与引当金への繰入額、退職金、法定福利費
2	医薬品費								・医薬品の購入額
3	給食用材料費								・患者給食のための食品の購入額
4	診療材料費・医療消耗品備品費								・レントゲンフィルム、ギブス粉、ガーゼ等の消費額
5	経費								・福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等
6	委託費								・検査、患者給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
7	減価償却費								・建物、建物附属設備、医療用機械備品、車両船舶等の減価償却費
8	その他医業関連費用								・研究、研修費等
III	医業収支差額 (I - II)								
IV	その他の医業関連収入								・受取利息、配当金、有価証券売却益 ・固定資産売却益等の特別利益 ・補助金
V	その他の医業関連費用								・支払利息 ・有価証券売却損、貸倒損失 ・固定資産売却益等の特別損失
VI	総収支差額 (III + IV - V)								

注 経費の計上については、病院会計準則に準じて取り扱うこととする。

基準額算出内訳(案)

施設名

臨床研修医延人員

総合診療方式	A	人
準総合診療方式(ローテイト方式)	B	人
その他の方式	C	人
計	D	人

医療法上の許可病床数

E

床

臨床研修医受入適正数(年間延人数)

総数	$E \div 10 \text{床} \times 12 \text{月}$	F	人
うち総合診療方式分	$F \times A / D$	G	人
準総合診療方式 (ローテイト方式)分	$F \times B / D$	H	人
その他の方式分	$F - (G + H)$	I	人

基準額算出内訳

総合診療方式	AとGの小さい数	J	人
	$J \times 195,000 \text{円}$	K	円
準総合診療方式 (ローテイト方式)	BとHの小さい数	L	人
	$L \times 119,000 \text{円}$	M	円
その他の方式	CとIの小さい数	N	人
	$N \times 51,000 \text{円}$	O	円
合 計 $K + M + O$			円

(注) F、G及びHは、小数点以下第1位を四捨五入すること。

対 象 経 費 の 支 出 予 定 額 算 出 内 訳 (案)

(単独型・管理型病院名)

I 教育指導経費

1 研修管理委員会経費内訳

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳		
		委員会 回 数	1回当 たり所要額	備 考
報 償 費 (研修管理委員会出席謝金) 旅 費 (研修管理委員会出席旅費) 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費	円 円	回	円	
小 計				

2 プログラム責任者人件費内訳

プログラム 責任者数	金 額	積 算 内 訳				
		プログラム責任者名	年間給与額等	業務 比率	金 額	備 考
名	円		円	%	円	
小 計						

(注) 研修プログラムの企画立案・管理等に関する経費に限る。

3 賃金内訳

事務 補助員数	金 額	積 算 内 訳				
		事務補助員名	年間給与額等	業務 比率	金 額	備 考
名	円		円	%	円	
小 計						

(注) プログラム責任者の事務補助のために雇用された職員に対する賃金に限る。

4 役務費内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
通 信 運 搬 費	円	
小 計		

5-1 指導医にかかる謝金、人件費、手当内訳

指導医数	金 額	積 算			内 訳	
		指 導 医 名	年間給与額等	業務比率	金 額	備 考
名	円		円	%	円	
小 計						

5-2 プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当内訳

プログラム責任者数	金 額	積 算			内 訳	
		プログラム責任者名	年間給与額等	業務比率	金 額	備 考
名	円		円	%	円	
小 計						

(注) 研修医指導に関する経費に限る。

6 備品購入費、医療機器、庁用器具、図書内訳

品 目 (規 格)	員 数	単 価	金 額	専用比率	金 額	備 考
		円	円	%	円	
小 計						

- (注) 1 備品とは、取得価格の単価が10,000円以上の物品で長時間の使用が可能なものをいう。
 2 取得価格が50,000円以上の物品については、品目毎に記載し、単価が50,000円未満の物品については、包括的に記載すること。

7 需用費内訳

区 分	支出予定額 円	積 算 内 訳
医 薬 材 料 費		
印 刷 製 本 費		
消 耗 品 費		
光 熱 水 費		光熱水費限度額 $\frac{\text{円}}{\text{床} + \text{人} \times 3 / 30 + \text{人} + \text{人} \times \text{人}}$ = $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ 1 16年度光熱水費年間支出予定額 2 入院病床数 3 16年度1日平均外来予定患者数 4 病院従事者数 5 臨床研修医数 (延 人 / 月)
小 計		

8 情報収集及び学会等出席経費内訳

区 分	支出予定額 円	積 算 内 訳
旅 費		
需 用 費		
図書購入費		
教材等材料費		
消耗品費		
小 計		

9 剖検経費内訳

区 分	支出予定額 円	積 算 内 訳
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
死体収集費 (遺族への謝金)		
医療用消耗品費・薬品購入費		
病理切片等作成費		
小 計		

10 へき地診療所研修経費

区 分	支出予定額	積 算			内 訳	
		診 療 所 名	所 要 額	人数	金 額	備 考
旅 費	円		円	人	円	
小 計						

II 宿日直研修事業費（対象になる場合に限る。）

11-1 事業費内訳

区 分	支出予定額	積 算			内 訳	
		宿 日 直 者 名	手 当 額	回数	金 額	備 考
宿日直手当	円		円	回	円	
小 計						

11-2 需用費

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
教材等材料費	円	
消 耗 品 費		
小 計		

合 計

1～10（又は11-2） の 小 計 の 総 和	円	
-----------------------------	---	--

3 需用費内訳

区 分	金 額	備 考
医 薬 材 料 費 印 刷 製 本 費 消 耗 品 費 光 熱 水 費	円	
小 計		

4 役務費

区 分	金 額	備 考
通 信 運 搬 費	円	

5 合 計

(1 + 2 + 3 + 4)	円	
-----------------	---	--

別紙17の(4)

臨床研修等指導医養成講習会所要額調書 (案)

1 臨床研修等指導医養成講習会事業所要額

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 D、Eのいずれか少ない方の額 F	国庫補助所要額C、Fのいずれか少ない方の額 G
円	円	円	円	円	円	円

2 対象経費の支出予定額算出内訳

区 分	支 出 予 定 額	算 出 内 訳
1 旅 費	円	
2 需 用 費		
図 書 購 入 費		
教 材 等 購 入 費		
消 耗 品 費		
合 計		

宿日直研修事業所要額調書 (案)

(施設名)

1 宿日直研修事業所要額

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A - B)	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額 D、Eのいずれか 少ない方の額	国庫補助所要 額C、Fのいずれ か少ない方の額
A	B	C	D	E	F	G
円	円	円	円	円	円	円

2 基準額算出内訳

(1) 条件確認

- ☐ ① 宿日直研修が、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施され、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されている。
- ☐ ② 病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされている。
- ☐ ③ 指導医又は上級医のオンコール体制の下に行われる宿日直研修である。

(2) 研修医数 【事業計画書】

研修医延人数	人	当該年度研修月数	月	研修医数	a	人
--------	---	----------	---	------	---	---

(注) 研修医延人数を当該年度の研修月数で除して、小数点以下第3位を四捨五入して得た数とする。

(3) 宿日直研修事業延日数 【事業計画書】

事業延日数	b	日
-------	---	---

(4) 処遇改善 【附表A】

平成16年度研修医(2年次生) 平均年間給与支払予定額	円
平成15年度研修医(2年次生) 平均年間給与支払額	円
処遇改善額	c 円

(注) 16年度処遇が360万円を超える場合は、16年度処遇を360万円とし、15年度処遇が140万円に満たない場合は、15年度処遇を140万円とする。また、新たに臨床研修病院として指定され、15年度から臨床研修を実施する病院において、当該病院の15年度処遇は280万円とする。

(5) 経営指標 【附表B】 平成16年度決算額(見込み)

人件費率	%
医業収支率	%

(6) 基準額の適用

宿日直研修		
① 事業費 (7,500 円/日額)	×	事業延日数 b 日
② 需用費 (400 円/日額)	×	事業延日数 b 日
基準額の上限		
☐ (処遇改善) (c 円) / 2 × 研修医数 a 人		円
☐ (医師不足地域) 400,000 円 × 研修医数 a 人		円
選定基準額	[	円]

(注) 基準額の選定は、宿日直研修の事業延日数を乗じて得た額と基準額の上限とを比較して、少ない方の額とする。
 なお、基準額の上限において、処遇改善及び医師不足地域の双方に該当する場合は、比較して高い方の額とする。

3 対象経費の支出予定額算出内訳
(1) 事業費内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳				
		宿 日 直 者 名	手 当 額	回数	金 額	備 考
オンコール 手 当	円		円	回	円	
小 計						

(2) 需用費

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
教材等材料費	円	
消 耗 品 費		
小 計		

合 計

(1) 及 び (2) の 小 計 の 総 和	円	
--------------------------------	---	--

導入円滑化特別加算適用調書 (その 1 : 処遇改善) (案)

1 平成 16 年度 臨床研修医 (2 年次生) 平均年間給与支払予定額						
名	称	研修医数	給与支払予定総額	給与相当分 (現物支給)	計	備 考
		人	円	円		
		A			B	
					平均年間給与支払予定額	B/A 円
2 平成 15 年度 臨床研修医 (2 年次生) 平均年間給与支払総額						
名	称	研修医数	給与支払総額	給与相当分 (現物支給)	計	備 考
		人	円	円		
		C			D	
(同 上)					平均年間給与支払総額	D/C 円
					B/A - D/C	円

導入円滑化特別加算適用調書 (その2: 経営指標) (案)

単独型・管理型臨床研修病院名

区分	金額 千円	補正額 千円	合計額 千円	構成比率 %	備考	内 容
I 医療収入						
1 入院収入						・入院医療にかかる収入 (医療保険、公費負担医療、公費医療、労災保険、自費診療)
2 特別の療養環境収入						・特別室の特別料金徴収額
3 外来収入						・外来患者の医療にかかる収入 (医療保険、公費負担医療、公費医療、労災保険、自費診療)
4 その他の医療収入						・保健予防収入、医療相談収入、委託検査、文書料等の収入
II 医療費用						
1 給与費						・職員の給料、賞与、退職給与引当金への繰入額、退職金、法定福利費
2 医薬品費						・医薬品の購入額
3 給食用材料費						・患者給食のための食品の購入額
4 診療材料費・医療消耗品備品費						・レントゲンフィルム、ギプス粉、ガーゼ等の消費額
5 経費						・福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等
6 委託費						・検査、患者給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
7 減価償却費						・建物、建物附属設備、医療用機械備品、車両船舶等の減価償却費
8 その他の医療関連費用						・研究、研修費等
III 医療収支差額 (I - II)						
IV その他の医療関連収入						・受取利息、配当金、有価証券売却益 ・固定資産売却益等の特別利益 ・補助金
V その他の医療関連費用						・支払利息 ・有価証券売却損、貸倒損失 ・固定資産売却益等の特別損失
VI 総収支差額 (III + IV - V)						

注 経費の計上については、病院会計準則に準じて取り扱うこととする。

臨床研修事業計画書(案)

1 施設の名称及び所在地

施 設 名	所 在 地

2 診療科別患者数(平成 年度)

		内 科	外 科				計	医療法上 の許可病 床数
一日平均患者数	入 院	人	人	人	人	人	人	床
	外 来							

- (注) 1 本表には、補助金を申請しようとする年度の前年度の実績値を記入すること。
 2 一日平均患者数の算出式は次によること。(小数点以下第1位を四捨五入する。)

$$\text{入 院} = \frac{\text{診療科別入院患者延数}}{\text{当該年度の歴日数}}$$

$$\text{外 来} = \frac{\text{診療科別外来患者延数}}{\text{当該年度の外来診療日数}}$$

3 臨床研修計画別、月別、臨床研修医数

月 別 区 分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
総合診療方式				4	4	4	4	4	4	4	4	4	36
準総合診療方式 (ローテイト方式)	4	4	8	8	8	8	6	6	6	6	6	6	76
その他の方式				1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
計	4	4	8	13	13	13	11	11	11	11	11	11	121

(注) 記入の数字は記載例である。

4 臨床研修医数

研 修 期 間	臨床研修 医 実 数	臨床研修 医 延 人 員	国家試験回数・合格時期別内訳			
			回 年	回 年	回 年	回 年
1 か 月	3	3			3	
2 か 月	8	16			8	
3 か 月						
4 か 月						
5 か 月						
6 か 月						
7 か 月						
8 か 月						
9 か 月						
10 か 月	10	100	10			
11 か 月	2	22	2			
12 か 月	12	144		12		
計	35	285	12	12	11	

(注) 記入の数字は記載例である。

5 臨床研修修計画表及び宿日直研修計画表

5 臨床研修修計画表及び宿日直研修計画表																			
研 修 医 氏 名	試 験 回 数	研修開始 年 月 日	前年度以前に「その他 の病院」において研修 を行い、補助対象とした 場合、その月数	臨 床 研 修 履 修 計 画												宿日直研修事業			備 考
				4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	計 画 日 数	基 準 日 数	
総 合 診 療 方 式 〔記載例〕 ① 鈴木 一郎 ② 鈴木 二郎	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ 7.1 ○ ○ ○ 7.1				内 救	— —	外 内	— —	小 小	— —	救 —	— 産	— —	9 9	44 43	36 36 36 36		
計 (人)						2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	87	72	72	
準総合診療方式 (ローテイト方式) 〔記載例〕 ① 山田 太郎 ② 山田 次郎 ③ 山田 三郎 ④ 山田 四郎	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ 5.1 ○ ○ ○ 9.1 ○ ○ ○ 5.1 ○ ○ ○ 7.1		内	内 外	— —	— — 外	— —	— —	小 救	— —	救 外	— —	— —	11 12 11 5	39 52 51 24	44 48 44 20 39 48 44 20		
計 (人)				1	3	3	4	4	4	4	4	3	3	3	39	166	156	151	〇〇病院で内科研修

研修医氏名	試験回数	研修開始年月日	前年度以前に「その他の病院」において研修を行い補助対象とした場合、その月数	臨床研修修計画												宿日直研修事業 計画 日数	宿日直研修事業 基準 日数	選定 日数	備考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計			
その他の方式 [記載例]																			
① 川上 五郎	○	○ ○ ○ 5.1														11			研修施設及びへき地診療所等 (○○ 9.1～○○ 1.31) ○○病院で内科研修(研修施設群) (○○ 2.1～○○ 3.31) △△診療所で内科研修(へき地診療所等)
② 川上 六郎	○	○ ○ ○ 5.1														11			
③ 川上 七郎	○	○ ○ ○ 5.1														8			
④ 川上 八郎	○	○ ○ ○ 5.1														4			臨床研修病院の場合 (○○ 9.1～○○ 3.31) ○○病院で外科研修
計 (人)				4	4	4	4	4	3	3	2	2	2	3	3	34			

(注) 1 本表は当該年度の補助金交付の対象となる臨床研修医全員について作成すること。

2 試験回数欄は、医師国家試験の回数を記載すること。

3 大学附属病院又は厚生労働大臣の指定した臨床研修指定病院(以下「臨床研修病院」という。)から研修施設群、もしくは、へき地診療所等に出向して研修する場合の月数の計算は次による。

研修施設群、もしくは、へき地診療所等に出向して研修する場合、全研修期間(24月)における2月に限り補助対象期間に導入し、これを超える期間は補助対象期間から除外すること。

なお、研修施設群及びへき地診療所等に出向して研修する場合は全研修期間(24月)において、それぞれ2月に限り補助対象期間に導入し、これを超える期間は、補助対象期間から除外すること。

4 当該臨床研修病院から他の臨床研修病院に出向して研修する場合は、出向して研修した期間の全期間について補助対象期間から除外すること。

5 申請書類に、各診療科の研修内容がわかる研修プログラムを添付(1部)すること。

6 病院における標榜診療科目

診 療 科 名					
届 出 年 月 日					

- (注) 1 医療法第70条の診療科名で都道府県知事に届出たものについて記載すること。
2 当該施設が2か所以上の場合は1～6について各施設ごとに別様とすること。

【参考：1 年次生経費の記入例】

基準額算出内訳

(単独型・管理型病院名)
〇〇大学附属病院

1 教育指導経費

(1) 研修医延人数 【附表A】

臨床研修病院・臨床研修協力施設名		研修医延人数
【補助対象】 (管理型) 〇〇大学附属病院		33 人
(協力型) □□病院		9 人
△△病院		9 人
◇◇病院		9 人
(協力施設)		
小 計		a 60 人
【補助対象外】 (協力型) 独立行政法人国立病院機構▽▽救命センター		9
小 計		9 人
合 計		b 69 人

(注) 研修医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修医数の総和であること。

(2) 研修医数

① 病院群全体

研修医延人数	69 人	当該年度研修月数	12 月	研修医数	c 5.75 人
--------	------	----------	------	------	----------

② 補助対象

研修医延人数	60 人	当該年度研修月数	12 月	研修医数	d 5.00 人
--------	------	----------	------	------	----------

(注) ①、②とも研修医数は、研修医延人数を当該年度の研修月数で除して、小数点以下第3位を四捨五入して得た数とする。

(3) へき地診療所研修支援事業延日数 【附表B】

事業延日数	e 0 日
-------	-------

2 導入円滑化特別加算(宿日直研修事業の対象となる場合に限る。)

(1) 条件確認

- ☒ ① 宿日直研修が、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施され、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されている。
- ☒ ② 病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされている。
- ☒ ③ 指導医又は上級医と組んで行われる宿日直研修である。

(2) 宿日直研修事業延日数 【附表A】

事業延日数	f 238 日
-------	---------

(3) 処遇改善① 【附表C】

平成16年度研修医(1年次生)	平均年間給与支払予定額	3,600,000 円
平成15年度研修医(1年次生)	平均年間給与支払額	3,000,000 円
処遇改善額		g 600,000 円

(注) 16年度処遇が360万円を超える場合は、16年度処遇を360万円とし、15年度処遇が140万円に満たない場合は、15年度処遇を140万円とする。また、新たに臨床研修病院として指定され、16年度から臨床研修を実施する病院において、当該病院の15年度処遇は280万円とする。

(4) 経営指標 【附表D】 平成16年度決算額(見込み)

人件費率	55.2 %
医業収支率	-11.5 %

3 基準額適用

1 教育指導経費		
(1) 指導医等経費 (61,000 円/月額) × 研修医延人数 a 60 人		【 3,660,000 円】
(2) 剖検経費 (40,000 円/年額) × 研修医数 c 5.75 人 (a 60 / b 69)		【 200,000 円】
(3) プログラム責任者等経費		
① 基本業務 研修医数 c 6 人		【 979,000 円】
② 目標達成管理 (23,000 円/月額) × 研修医延人数 b 69 人		【 1,587,000 円】
(4) 研修管理委員会経費		【 1,032,000 円】
(5) へき地診療所研修支援経費 (10,000 円/日額) × 事業延日数 e 0 日		【 0 円】
(6) 初度設備経費		
☐ (新規指定病院) 研修医数 c 6 人 円 (a 60 / b 69)		【 0 円】
☒ (その他病院) 研修医数 c 6 人 666,000 円 (a 60 / b 69)		【 579,130 円】
(7) 図書購入費 研修医数 c 6 人 600,000 円 (a 60 / b 69)		【 521,739 円】
2 導入円滑化特別加算		
(1) 宿日直研修		
① 事業費 (25,000 円/日額) × 事業延日数 f 238 日		6,188,000 円
② 需用費 (1,000 円/日額)		
(2) 基準額の上限		
☒ (処遇改善) (g 600,000 円) / 2 × 研修医数 d 5.00 人		1,500,000 円
☒ (医師不足地域) 400,000 円 × 研修医数 d 5.00 人		2,000,000 円
選定基準額		【 2,000,000 円】
基準額合計		【 10,558,869 円】

(注) 1 「1 教育指導経費」の基準額の適用において、「(3)①基本業務」、「(6)初度設備経費」、「(7)図書購入費」の基準額は、病院群全体の研修医数(c)の小数点以下の端数を四捨五入して得た人数に対応する金額とする。

2 「2 導入円滑化特別加算」の基準額の選定に当たっては、宿日直研修の事業延日数を乗じて得た額と基準額の上限とを比較して、少ない方の額とする。

なお、基準額の上限額において、処遇改善及び医師不足地域の双方に該当する場合は、比較して高い方の額とする。

臨床研修履修計画及び宿日直研修計画調書

区	分	研修医氏名	臨床研修履修計画												宿日直研修事業			備考	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	計画日数	基準日数		選定日数
小	（【施設番号】単独型・管理型病院名） 【0301**】○○大学附属病院 （プログラム名） ○○大学臨床研修プログラムA （【施設番号】研修実施施設名） 【0301**】○○大学附属病院	厚生太郎	内	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	12	60	48	48	
		鈴木一郎	内	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	12	50	48	48	
		山田次郎	内	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	9	40	36	36	
	計																		
	（プログラム名） ○○大学臨床研修プログラムB （【施設番号】研修実施施設名） 【0301##】□□病院（協力型）	田中三郎	内	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	9	42	36	36	
		佐藤史郎	内	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	9	40	36	36	
		計																	
	【0301\$\$】△△病院（協力型） 【0301%】◇◇病院（協力型）	木村吾郎	内	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	9	34	36	34	
		計																	
		田中三郎																	
【0301&&】独立行政法人国立病院機構 ▽▽救命センター（協力型）	佐藤史郎																		
	木村吾郎																		
	計																		
合																		274 238 36	

計
【補助対象】
【補助対象外】

導入円滑化特別加算適用調書 (その1 : 処遇改善)

1 平成16年度 臨床研修医 (1年次生) 平均年間給与支払予定額

区	分	名	称	研修医数	給与支払予定総額	給与相当分 (現物支給)	計	備	考
単独型・協力型病院	管理型病院	〇〇大学附属病院	〇〇大学附属病院	人	8,730,000	1,080,000	9,810,000	宿舍貸与30,000円*12月*3名	
					2,610,000	225,000	2,835,000	宿舍貸与25,000円*9月*1名	
					2,625,000	225,000	2,850,000	宿舍貸与25,000円*9月*1名	
					2,535,000	180,000	2,715,000	宿舍貸与20,000円*9月*1名	
					2,310,000	180,000	2,490,000	宿舍貸与20,000円*3月*3名	
				A 5.75	18,810,000	1,890,000	20,700,000	B/A 3,600,000	円

2 平成15年度 臨床研修医 (1年次生) 平均年間給与支払額

区	分	名	称	研修医数	給与支払総額	給与相当分 (現物支給)	計	備	考
単独従	主病院	〇〇大学附属病院	〇〇大学附属病院	人	7,200,000	1,080,000	8,280,000	宿舍貸与30,000円*12月*3名	
					8,820,000	900,000	9,720,000	宿舍貸与25,000円*12月*3名	
				C 6.00	16,020,000	1,980,000	18,000,000	D/C 3,000,000	円
								B/A-D/C	600,000 円

注1 研修医数「A」欄の人数は、基準額算出内訳 (別紙117の(2)-①) の (2) 研修医数①病院群全体の「C」欄の人数と同数であること。
注2 宿舍の無償貸与や一部負担など現物支給がある場合には、適正な価格に換算したうえで計上すること。

導入円滑化特別加算適用調書 (その2: 経営指標)

単独型・管理型臨床研修病院名

区 分	金 額 千円	補 正 額 千円	合 計 額 千円	構成比率 %	備 考	内 容
I 医療収入	2,610,732	0	2,610,732	100.0		・入院医療にかかる収入(医療保険、公費負担医療、公費医療、労災保険、自費診療)
1 入院収入	1,711,500		1,711,500	65.6		
2 特別の療養環境収入	29,796		29,796	1.1		・特別室の特別料金徴収額
3 外来収入	806,664		806,664	30.9		・外来患者の医療にかかる収入(医療保険、公費負担医療、公費医療、労災保険、自費診療)
4 その他の医療収入	62,772		62,772	2.4		・保健予防収入、医療相談収入、受託検査、文書料等の収入
II 医療費用	2,864,316	47,400	2,911,716	111.5		・職員の給料、賞与、退職給与引当金への繰入額、退職金、法定福利費
1 給与費	1,393,644	47,400	1,441,044	55.2	併任職員分(別紙内訳のとおり)	
2 医薬品費	457,188		457,188	17.5		・医薬品の購入額
3 給食用材料費	31,872		31,872	1.2		・患者給食のための食品の購入額
4 診療材料費・医療消耗品備品費	224,400		224,400	8.6		・レントゲンフィルム、ギプス粉、ガーゼ等の消費額
5 経費	447,480		447,480	17.1		・福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等
6 委託費	160,572		160,572	6.2		・検査、患者給食、医療用医薬品、医療事務等の委託費
7 減価償却費	122,232		122,232	4.7		・建物、建物附属設備、医療用機械備品、車両船舶等の減価償却費
8 その他医療関連費用	26,928		26,928	1.0		・研究、研修費等
III 医療収支差額(I-II)	-253,584	-47,400	-300,984	-11.5		
IV その他の医療関連収入						・受取利息、配当金、有価証券売却益 ・固定資産売却益等の特別利益 ・補助金
V その他の医療関連費用						・支払利息 ・有価証券売却損、貸倒損失 ・固定資産売却益等の特別損失
VI 総収支差額(III+IV-V)						

注 経費の計上については、病院会計準則に準じて取り扱うこととする。

別紙17の(3)-①

対象経費の支出予定額算出内訳

(単独型・管理型病院名)

I 教育指導経費

1 研修管理委員会経費内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳		
		委員会 回 数	1回当 たり所要額	備 考
報 償 費 (研修管理委員会出席謝金)	960,000	12	80,000	
旅 費 (研修管理委員会出席旅費)	438,000	12	36,500	
需 用 費	108,000			
消 耗 品 費	24,000	12	2,000	
印 刷 製 本 費	48,000	12	4,000	会議資料他
会 議 費	36,000	12	3,000	お茶代等
役 務 費	7,680			
通 信 運 搬 費	7,680	12	640	開催案内
小 計	1,513,680			

2 プログラム責任者人件費内訳

プログラム 責任者数	金 額	積 算 内 訳			
		プログラム責任者名	年間給与額等	業務 比率	備 考
1 名	6,000,000	〇〇 〇〇	15,000,000	40 %	
小 計	6,000,000				

(注) 研修プログラムの企画立案・管理等に関する経費に限る。

3 賃金内訳

事務 補助員数	金 額	積 算 内 訳			
		事務補助員名	年間給与額等	業務 比率	備 考
1 名	2,500,000	×× ××	2,500,000	100 %	
小 計	2,500,000				

(注) プログラム責任者の事務補助のために雇用された職員に対する賃金に限る。

4 役務費内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
通 信 運 搬 費		
小 計		

5-1 指導医にかかる謝金、人件費、手当内訳

指導医数	金 額	積 算 内 訳			
		指 導 医 名	年間給与額等	業務比率	金 額 備 考
名	円		円	%	円
10	1,716,000	□□ □□	12,000,000	14.3	1,716,000 2日/週 6月
	1,573,000	: : : :	11,000,000	14.3	1,573,000 2日/週 6月
	1,070,000	: : : :	10,000,000	10.7	1,070,000 3日/週 3月
	1,070,000	: : : :	10,000,000	10.7	1,070,000 3日/週 3月
	2,500,000	: : : :	10,000,000	25.0	2,500,000 15日/月 6月
	2,375,000	: : : :	9,500,000	25.0	2,375,000 15日/月 6月
	1,187,500	: : : :	9,500,000	12.5	1,187,500 15日/月 3月
	120,000	: : : :	120,000	100.0	120,000 @10,000円×12回
	120,000	: : : :	120,000	100.0	120,000 @10,000円×12回
	60,000	: : : :	60,000	100.0	60,000 @10,000円×6回
小 計	11,791,500				

5-2 プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当内訳

プログラム責任者数	金 額	積 算 内 訳			
		プログラム責任者名	年間給与額等	業務比率	金 額 備 考
名	円		円	%	円
1	3,000,000	〇〇 〇〇	15,000,000	20	3,000,000
小 計	3,000,000				

(注) 研修医指導に関する経費に限る。

6 備品購入費、医療機器、庁用器具、図書内訳

品 目 (規 格)	員数	単 価	金 額	専 用 比 率	金 額	備 考
		円	円	%	円	
人工呼吸器	1	4,399,500	4,399,500	10.0	439,950	
顕微鏡デジタルカメラ	1	1,498,035	1,498,035	5.0	74,902	
プロジェクター	1	430,500	430,500	100.0	430,500	
デジタルカメラ	2	40,425	80,850	50.0	40,425	
小 計					985,777	

(注) 1 備品とは、取得価格の単価が10,000円以上の物品で長時間の使用が可能なものをいう。

2 取得価格が50,000円以上の物品については、品目毎に記載し、単価が50,000円未満の物品については、包括的に記載すること。

7 需用費内訳

区 分	支出予定額 円	積 算 内 訳
医 薬 材 料 費		
印 刷 製 本 費		卒後臨床研修プログラム作成経費 " 案内作成経費
消 耗 品 費		事務用品
光 熱 水 費		光熱水費限度額 $\frac{176,984,814 \text{ 円}}{412 \text{ 床} + 738 \text{ 人} \times 3 / 30 + 460 \text{ 人} + 2.75 \text{ 人}} \times 2.75 \text{ 人}$ $= 513,107 \text{ 円}$ 1 16年度光熱水費年間支出予定額 176,984,814 円 2 入院病床数 412 床 3 16年度1日平均外来予定患者数 738 人 4 病院従事者数 460 人 5 臨床研修医数 (延 33人/12月) 2.75 人
小 計		

8 情報収集及び学会等出席経費内訳

区 分	支出予定額 円	積 算 内 訳
旅 費		
需 用 費		
図書購入費		
教材等材料費		
消耗品費		
小 計		

9 剖検経費内訳

区 分	支出予定額 円	積 算 内 訳
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
死体収集費 (遺族への謝金)		
医療用消耗品費・薬品購入費		
病理切片等作成費		
小 計		

10 へき地診療所研修経費

区 分	支出予定額	積 算			内 訳	
		診 療 所 名	所 要 額	人数	金 額	備 考
旅 費	円		円	人	円	
小 計	0					

II 宿日直研修事業費（対象になる場合に限る。）

11-1 事業費内訳

区 分	支出予定額	積 算			内 訳	
		宿 日 直 者 名	手 当 額	回数	金 額	備 考
宿日直手当	円		円	回	円	
小 計						

11-2 需用費

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
教材等材料費	円	
消 耗 品 費		
小 計		

合 計

1～10（又は11-2） の 小 計 の 総 和	円	
-----------------------------	---	--

宿日直研修事業所要額調書

(施設名)

1 宿日直研修事業所要額

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A - B)	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額 D、Eのいずれか 少ない方の額	国庫補助所要額 C、Fのいずれか 少ない方の額
A	B	C	D	E	F	G
円	円	円	円	円	円	円

2 基準額算出内訳

(1) 条件確認

- ☒ ① 宿日直研修が、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施され、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されている。
- ☒ ② 病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされている。
- ☒ ③ 指導医又は上級医のオンコール体制の下に行われる宿日直研修である。

(2) 研修医数 【事業計画書】

研修医延人数	18 人	当該年度研修月数	12 月	研修医数	a	1.50 人
--------	------	----------	------	------	---	--------

(注) 研修医延人数を当該年度の研修月数で除して、小数点以下第3位を四捨五入して得た数とする。

(3) 宿日直研修事業延日数 【事業計画書】

事業延日数	b	72 日
-------	---	------

(4) 処遇改善 【附表A】

平成16年度研修医(2年次生) 平均年間給与支払予定額	3,600,000 円
平成15年度研修医(2年次生) 平均年間給与支払額	3,000,000 円
処遇改善額	c 600,000 円

(注) 16年度処遇が360万円を超える場合は、16年度処遇を360万円とし、15年度処遇が140万円に満たない場合は、15年度処遇を140万円とする。また、新たに臨床研修病院として指定され、15年度から臨床研修を実施する病院において、当該病院の15年度処遇は280万円とする。

(5) 経営指標 【附表B】 平成16年度決算額(見込み)

人件費率	%
医業収支率	%

(6) 基準額の適用

宿日直研修 ① 事業費 (7,500 円/日額) × 事業延日数 b 72 日 ② 需用費 (400 円/日額)	568,800 円
基準額の上限 ☒ (処遇改善) (c 600,000 円) / 2 × 研修医数 a 1.50 人	450,000 円
☒ (医師不足地域) 400,000 円 × 研修医数 a 1.50 人	600,000 円
選定基準額	[568,800 円]

(注) 基準額の選定は、宿日直研修の事業延日数を乗じて得た額と基準額の上限とを比較して、少ない方の額とする。
なお、基準額の上限において、処遇改善及び医師不足地域の双方に該当する場合は、比較して高い方の額とする。

3 対象経費の支出予定額算出内訳

(1) 事業費内訳

区 分	支出予定額 円	積 算 内 訳				備 考
		宿 日 直 者 名	手 当 額 円	回 数 回	金 額 円	
オンコール手 当						
小 計						

(2) 需用費

区 分	支出予定額 円	積 算 内 訳
教材等材料費		
消 耗 品 費		
小 計		

合 計

(1) 及 び (2) の 小 計 の 総 和	円	
--------------------------------	---	--

導入円滑化特別加算適用調書 (その 1 : 処遇改善)

1	平成 16 年度 臨床研修医 (2 年次生) 平均年間給与支払予定額						
	名	称	研修医数 人	給与支払総額 円	給与相当分 (現物支給) 円	計	備 考
			A			B	
						平均年間給与支払予定額 B/A	円
2	平成 15 年度 臨床研修医 (2 年次生) 平均年間給与支払総額						
	名	称	研修医数 人	給与支払総額 円	給与相当分 (現物支給) 円	計	備 考
			C			D	
		(同 上)				平均年間給与支払総額 D/C	円
						B/A - D/C	円

導入円滑化特別加算適用調書 (その2: 経営指標)

単独型・管理型臨床研修病院名

区分	金額 千円	補正額 千円	合計額 千円	構成比率 %	備考	内 容
I 医業収入	2,610,732	0	2,610,732	100.0		・入院医療にかかる収入(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自費診療)
1 入院収入	1,711,500		1,711,500	65.6		・特別室の特別料金徴収額
2 特別の療養環境収入	29,796		29,796	1.1		・外来患者の医療にかかる収入(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自費診療)
3 外来収入	806,664		806,664	30.9		・保健予防収入、医療相談収入、受託検査、文書料等の収入
4 その他の医業収入	62,772		62,772	2.4		
II 医業費用	2,864,316	47,400	2,911,716	111.5		・職員の給料、賞与、退職給与引当金への繰入額、退職金、法定福利費
1 給与費	1,393,644	47,400	1,441,044	55.2	(併任職員分(別紙内訳のとおり))	・医薬品の購入額
2 医薬品費	457,188		457,188	17.5		・患者給食のための食品の購入額
3 給食用材料費	31,872		31,872	1.2		・レントゲンフィルム、ギブス粉、ガーゼ等の消費額
4 診療材料費・医療消耗品備品費	224,400		224,400	8.6		・福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等
5 経費	447,480		447,480	17.1		・検査、患者給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
6 委託費	160,572		160,572	6.2		・建物、建物附属設備、医療用機械備品、車両船舶等の減価償却費
7 減価償却費	122,232		122,232	4.7		・研究、研修費等
8 その他医業関連費用	26,928		26,928	1.0		
III 医業収支差額 (I - II)	-253,584	-47,400	-300,984	-11.5		・受取利息、配当金、有価証券売却益
IV その他の医業関連収入						・固定資産売却益等の特別利益
V その他の医業関連費用						・補助金
VI 総収支差額 (III + IV - V)						・支払利息
						・有価証券売却損、貸倒損失
						・固定資産売却益等の特別損失

注 経費の計上については、病院会計準則に準じて取り扱うこととする。